二　当該各連結法人の当該連結事業年度及び当該連結事業年度の前連結事業年度終了の時における次に掲げる金額の合計額

イ　期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式及び出資（外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該連結法人の株式若しくは出資を除く。）並びに租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の受益権の帳簿価額の合計額

(1)　資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社

(2)　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人

(3)　租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人

(4)　租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る同条第一項に規定する受託法人

ロ　証券投資信託（公社債投資信託、法第二条第二十七号（定義）に規定する外国投資信託、租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託及び第十九条第一項（証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額）に規定する特定外貨建等証券投資信託を除く。）の受益権の帳簿価額の二分の一（同項に規定する外貨建等証券投資信託のうち同項に規定する特定外貨建等証券投資信託以外のものについては、四分の一）に相当する金額の合計額

第百五十五条の八に次の二項を加える。

3　第一項第二号及び前項第二号イに規定する期末関係法人株式等とは、法第八十一条の四第四項の連結法人の各連結事業年度終了の日を第百五十五条の十第一項第一号（関係法人株式等の範囲）に規定する配当等の額の支払に係る効力が生ずる日又は同項第二号に規定する剰余金の配当の額の支払に係る効力が生ずる日とした場合に法第八十一条の四第六項に規定する関係法人株式等となる株式又は出資（次項に規定する期末完全子法人株式等及び前項第二号イ(1)から(4)までに掲げる法人の株式又は出資を除く。）をいう。

4　第二項第二号イに規定する期末完全子法人株式等とは、法第八十一条の四第四項の連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等並びに同号イ(1)から(4)までに掲げる法人を除く。）との間に当該連結事業年度開始の日（当該他の内国法人が当該連結事業年度の中途において設立された法人である場合にあつては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があつた場合（当該連結法人が当該連結事業年度の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなつた場合において、当該連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなつた日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該連結事業年度終了の日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があつたときを含む。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいう。

第百五十五条の九を次のように改める。

第百五十五条の九　法第八十一条の四第五項（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める株式又は出資は、同条第一項に規定する配当等の額（以下この条において「配当等の額」という。）の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して法第八十一条の四第五項の連結法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等並びに前条第二項第二号イ(1)から(4)までに掲げる法人を除く。）との間に完全支配関係があつた場合（当該連結法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなつた場合において、当該計算期間の開始の日から当該完全支配関係を有することとなつた日まで継続して当該他の者による完全支配関係があつたときを含む。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいう。

2　前項に規定する計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）の支払に係る基準日の翌日（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいう。

一　当該翌日がその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日の一年前の日以前の日である場合　又はその支払を受ける配当等の額が当該一年前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該一年前の日の翌日

二　その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日前一年以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該設立の日

三　その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式又は出資を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日前一年以内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該取得の日

3　連結法人が当該連結法人を合併法人とする適格合併（当該連結法人との間に完全支配関係がある他の法人を被合併法人とするものを除く。）により当該適格合併に係る被合併法人から配当等の額の元本である当該被合併法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式又は出資の移転を受けた場合において、当該適格合併が当該配当等の額の前項に規定する計算期間の末日の翌日から当該配当等の額の支払に係る効力が生ずる日までの間に行われたものであるときは、第一項の規定の適用については、当該被合併法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があつた期間は、当該連結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があつたものとみなす。

第百五十五条の十の見出しを「（関係法人株式等の範囲）」に改め、同条第一項中「第八十一条の四第五項（）」を「第八十一条の四第六項（）」に改め、同項第一号中「第八十一条の四第五項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に、「第三号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の四第五項」を「第八十一条の四第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　適格現物分配　当該適格現物分配に係る現物分配法人

第百五十五条の十第三項を削る。

第百五十五条の十一第一号中「同項に規定する連結法人株式等に係る同項」を「同条第五項に規定する完全子法人株式等に係る同条第一項」に改め、同条第二号中「同項」を「同条第六項」に改め、同条第三号中「同項に規定する連結法人株式等」を「同条第五項に規定する完全子法人株式等」に改める。

第百五十五条の十一の二第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第一号中「若しくは適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第八十一条の十五第五項第二号」を「第八十一条の十五第五項第三号」に改める。